

令和6年4月定例会

教育長報告

久喜市教育委員会

## 資 料 目 次

|   |   |    |
|---|---|----|
| ア | 久喜市議会令和6年2月定例会議市政に対する質問（教育委員会関係）について・・・・・・・・・・・・・・・・  | 1  |
| イ | 久喜市議会令和6年2月定例会議提出議案・議決結果（教育委員会関係）について・・・・・・・・・・・・・・・・ | 28 |
| ウ | 令和6・7年度久喜市教育委員会研究委嘱について・・・・・・・・                       | 29 |
| エ | 久喜市部落差別を解消するための同和教育の基本方針の廃止について・・・・・・・・・・・・・・・・       | 30 |
| オ | 久喜市教育委員会事務局職員の人事について・・・・・・・・                          | 41 |
| カ | 久喜市教育委員会表彰について・・・・・・・・                                | 44 |
| キ | 久喜市教育委員会会計年度任用職員の採用について・・・・・・・・                       | 46 |
| ク | 久喜市立小・中学校学校運営協議会委員の委嘱又は任命について・・・・・・・・                 | 47 |
| ケ | 久喜市共同オンライン分教室の中核校及び室長、副室長の指定について・・・・・・・・              | 49 |

ア 久喜市議会令和6年2月定例会議市政に対する質問（教育委員会関係）  
について

発言番号 1-1

通告第 5 号

斉藤 広子 議員

《質問事項》

2 児童生徒等の健康診断の実施について

《質問の要旨》

児童生徒等の健康診断を実施するに当たっては、正確な検査・診察を実施するとともに、プライバシーや心情に配慮することが重要となる。このため、円滑な実施のための学校環境を整備する必要があるが、どの様に検討されるのか伺う。

【答弁原稿】

大項目2のご質問に対してご答弁申し上げます。

児童生徒等の健康診断につきましては、文部科学省発出の通知等に基づき、これまでも男女別の検査や囲い等による個別の診察スペースを用意するなど、プライバシーや心情に配慮して実施してきたところでございます。

令和6年1月22日付け、文部科学省発出の通知に示された「児童生徒のプライバシーや心情に配慮した健康診断実施のための環境整備の考え方について」も、既に対応しているところでございますが、同月26日付けで市内小・中学校及び市立幼稚園に改めて周知をしたところでございます。

今後とも、円滑な健康診断実施のための環境整備に取り組んでまいります。

発言番号 1-2

通告第 2 号

渡辺 昌代 議員

《質問事項》

2 久喜市内の小中学校のトイレ・久喜駅前トイレの洋式化を進めよ

《質問の要旨》

(1) 普通教室がある校舎のトイレ洋式化率が40%台の学校はどこか。それらのトイレ洋式化は早急に改善すべきだが考えを伺う。

【答弁原稿】

大項目2のうち、(1)のご質問についてご答弁申し上げます。

市内小中学校の普通教室がある校舎におけるトイレの洋式化率が40%台の学校につきましては、久喜北小学校、栗橋西小学校、桜田小学校、久喜中学校、久喜東中学校、鷲宮西中学校でございます。

なお、40%未満の学校が、4校でございます。

トイレの洋式化につきましては、これまで大規模改造事業による全面改修を行ってきた他、便器の不具合時や、新型コロナウイルス飛沫感染防止対策として、取り組んできたところでございます。

今後につきましては、外壁改修等の学校施設整備の進捗状況を踏まえながら、洋式化を進めてまいりたいと考えております。

|          |         |          |
|----------|---------|----------|
| 発言番号 1-2 | 通告第 2 号 | 渡辺 昌代 議員 |
|----------|---------|----------|

#### 《質問事項》

- 3 すでに重大事故を起こしてしまった学校給食センターの空調機の「予防保全」について

#### 《質問の要旨》

- (1) 今年度はどのような「予防保全」対策をしているのか伺う。
- (2) 今年度は工事を伴う凍結防止対策がなくても乗り切れると判断したのはなぜか、考え方を伺う。
- (3) 昨年9月議会で、凍結防止対策は改めて検討し、業務マニュアルに反映していくと答弁があった。業務マニュアルを示していただきたい。
- (4) 新築後2年も経たないうちに重大な破損事故を起こしたことに対し、その経緯と対策、経費について報告書を作成し、市民に公表すべきと考える。

#### 【答弁原稿】

大項目3のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。

はじめに、(1)と(3)は関連がございますので、一括してご答弁申し上げます。

令和5年度における空調設備の凍結防止対策につきましては、凍結防止対策工事設計業務と復旧工事の各受注者、施設の維持管理業者及び市の4者間で協議・検討した内容を踏まえ、実施しているところでございます。

具体的には、凍結の恐れがある設備に断熱効果のある緩衝材を巻き付けたほか、冷房時のみに使用する設備については、水抜きを実施しました。

また、気温が5度を下回ることが予想される場合は、エアハンドリングユニット内の冷温水コイルに温水を循環させているところでございます。

次に、(2) でございます。

先ほどご答弁申し上げましたように、関係者間で協議・検討した結果の最善策として、凍結防止対策を講じているところでございます。

次に、(4) でございます。

学校給食センターの空調設備につきましては、強い寒波の影響から凍結破損したことや、故障した空調設備の復旧と凍結防止対策を進めることなどについて、市ホームページでお知らせしているところでございます。

今後、工事が完了した際にも、市ホームページでお知らせしてまいりたいと考えております。

|          |         |          |
|----------|---------|----------|
| 発言番号 1-2 | 通告第 2 号 | 渡辺 昌代 議員 |
|----------|---------|----------|

#### 《質問事項》

#### 4 タブレットの破損修繕を早急に

#### 《質問の要旨》

- (1) 昨年9月の補正予算では小中学校のタブレットの修理費用が計上された。修理は全て完了したのか伺う。
- (2) 現在の各学校の上記台数の他の修理台数を伺う。また、現在修理完了まで何日かかっているのか伺う。
- (3) タブレットの故障で修理が間に合わず、宿題に取り組めない、冬休みの課題ができなかったと言う声を聞いている。子ども達の学習に差が出てきてしまってはならない。代替えの物が手渡されるように改善を望むが、いかがか伺う。

#### 【答弁原稿】

大項目4のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。

はじめに、(1) でございます。

昨年9月の補正予算で措置した、学習者用端末の修理につきましては、完了しているものが小学校66台、中学校53、合計119台でございます。

また、現在発注している学習者用端末は、小学校287台、中学校159台、合計446台でございます。

次に、(2) でございます。

現在、不具合があると報告されております学習者用端末は 約1,000台ございますので、状態を精査したうえで、必要なものは速やかに修理を依頼したり、代替機運用サービスを利用したりするなどの対応をしてまいります。

また、学習者用端末の修理につきましては、不具合の程度によりますが、教育

委員会での修理受け付けから、短いもので1週間、長いもので2か月程度の日数を要しております。

次に、(3)でございます。

子どもたちに学習者用端末が行き渡っている環境を速やかに整えることは、喫緊の課題と受け止めております。

県教育委員会の発表では、令和5年12月末日現在の「GIGAスクール進捗状況等調査」において、久喜市は、「学習者用端末の持ち帰り」「授業における1人1台端末の利活用」「児童生徒が自分で調べる場面や、教師と児童生徒、児童生徒同士がやり取りする場面における利活用」「自分の特性や理解度、進度に合わせて学習する場面での利活用」等、いずれの場面における調査でも、県内トップの利活用であったことが分かりました。

これは、本市の教職員や子どもたちが、学習者用端末を日常的かつ効果的に活用している表れであります。学習者用端末は、使う頻度が高まれば、破損や故障も増加します。

教育委員会では、子どもたちが学習上の不便を来さないようにするため、学校と連携をし、まずは、破損や故障が起きないように、学習者用端末の取扱方法についての指導を徹底します。

また、学習者用端末を使えなくても、学習が停滞しないような学習方法の工夫を行ってまいります。

引き続き、学習者用端末の速やかな修理や、代替機運用サービスの活用により、児童生徒に学習者用端末が行き渡るよう努めてまいります。

|          |         |          |
|----------|---------|----------|
| 発言番号 1-3 | 通告第 4 号 | 榎本 英明 議員 |
|----------|---------|----------|

#### 《質問事項》

#### 2 久喜市の中学校「休日の部活動」について

#### 《質問の要旨》

- (1) 部活動の現状と課題を伺います。
- (2) 中学校部活動の地域移行の目的について伺います。
- (3) このコンセプトや基本方針は、いつ頃生徒や保護者に説明を行う予定かを伺います。
- (4) 教員からの希望があれば指導者となれるのかを伺います。
- (5) すでに学校単位や学校の枠を超えた地域クラブ活動を伺います。
- (6) もし、令和8年度に間に合わなかった部活動が出た場合は、どのような対応を考えているのかを伺います。
- (7) 指導者をどのような募集方法で集めるのかを伺います。

- (8) 学校の枠を超えた地域クラブ活動になった場合の送迎を伺います。
- (9) 指導者の人数、適格か否かの見極めを伺います。
- (10) 参加費等の徴収はあるのかを伺います。
- (11) 平日までこの活動に移行する予定があるのかを伺います。
- (12) 委託業者へ投げってしまうのかを伺います。
- (13) 学校の枠を超えた地域クラブ活動等も学校教育とするのか、指導者の下で不測の事態が起こった時の責任はどこの誰がとるのかを伺います。

**【答弁原稿】**

大項目2のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。

はじめに、(1)でございます。

本市の中学校は、部活動への加入率が90%以上と高く、生徒は熱心に活動に取り組んでおります。その一方で、クラブチーム等に加入する生徒は増加傾向にあります。

課題としましては、近年の生徒数の減少により、単独の学校で大会に出場できない、効果的な練習ができないといったことや、既存の部活動を維持し存続させることが難しくなっているということがございます。

また、部活動を担当する教員の長時間勤務の大きな要因となっていることや、指導経験のない競技の部活動の顧問を務めざるを得ないことによる負担などがございます。

次に、(2)でございます。

国は、少子化が進み、部員数・教員数の減少により部活動の存続が難しく、また教員の働き方改革が強く求められる中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するためには、中学校部活動を地域クラブ活動等に移行しなければならない、としております。

本市の状況も同様ですので、部活動の地域移行に取り組まなければならないことと受け止めています。

次に、(3)でございます。

「久喜市の休日の部活動地域移行に係る基本方針」については、令和6年1月24日の定例教育委員会に報告しご理解をいただいた後、2月定例校長会を通じて各学校にお伝えしました。各学校では、様々な機会に保護者、生徒、地域の皆様にお話ししていただくことになっています。

次に、(4)でございます。

部活動を指導したいと思っている教員はおりますが、休日まで部活動をしようとする教員は少ないのが現状です。教員にとって部活動は教育課程外であり、必ずしも従事しなければならない業務とされておらず、したがって時間外勤務制度も適用されないことなどが主な理由と考えられます。

市内中学校教員を対象としたアンケート調査では、部活動の地域移行にあたり、地域クラブ活動の指導者を希望する教員は約10%、報酬や指導時間等の条件によっては希望するという教員は約26%でございます。

部活動が地域クラブ活動に移行すると、地域のスポーツ・文化芸術と位置付けが変わりますので、教員が地域クラブ活動の指導者を希望する場合は、兼職兼業の手続きをすることにより、地域クラブ活動を担うことができます。

また、学校管理下での部活動の指導と地域クラブ活動としての指導を兼ねることは制度上できませんので、手当や謝礼を両方支給することはできないこととされています。

次に、(5)でございます。

現在、市内で9つの地域クラブ活動があり、うち8つは学校単位によるもの、1つは学校の枠を超えたものとなっています。

次に、(6)でございます。

「久喜市の休日の部活動地域移行に係る基本方針」では、現在行われている「学校管理下の部活動」については、令和8年度以降「原則行わないこと」としました。「原則」としたのは、部員が一定数確保されている部活動が地域クラブ活動等に移行できないことを想定し、令和8年度以降も「学校管理下での部活動」を可能としたものでございます。

次に、(7)でございます。

国の方針では、令和5年度から令和7年度までを「改革推進期間」と定め、「地域クラブ活動への移行を推進する」としていることにより、本市でも、令和5年度から、県が進める「運動部活動の地域移行等に向けた実証事業」の委託を受け、事業を進めているところでございます。

具体的には、これまでボランティアの外部指導者として部活動を指導されている方や、公募に応募していただいた方に地域クラブ活動の指導者を依頼しました。

今後、国の実証事業の補助金が拡大される等の条件はありますが、小学生を対象としているスポーツ少年団を指導されている皆様に、中学生まで指導の枠を広げていただくようお願いする予定です。

次に、(8)でございます。

現在、練習試合等の移動方法は、原則、徒歩又は自転車及び公共交通機関となっており、学校の枠を超えた地域クラブ活動の移動も同様になります。なお、地域クラブ活動の活動日は休日になりますので、可能であれば保護者の送迎も考えられます。

次に、(9)でございます。

今回の地域クラブ活動への移行に関しては、中学校の既存の部活動を地域クラブ活動に移行するだけでなく、数校の部活動を合同で実施することや、新たに



生徒のニーズに応じる地域クラブ活動を設立することも考えておりますので、はっきりとした指導者の人数は決まっていますが、かなりの指導者が必要になると想定しています。

次に、(10)でございます。

今年度は、実証事業の委託費を充てていることから、保護者からの負担は求めています。国の方針では、「地域クラブ活動の運営にかかる費用を賄うための会費を徴収する」としていることから、保護者に負担を求めることになるものと考えます。ただし、保護者の収入や家庭の経済状況で、生徒が地域クラブ活動に参加できなくなるような措置を講ずる必要があると考えます。

次に、(11)でございます。

国から示された「改革推進期間」で、平日については、「環境整備はできるところから取り組み、休日における取組の進捗状況を検証し」とありますので、本市では当面、平日においては、中学校の教員が部活動の指導を行うこととなります。

また、日本中学校体育連盟は、令和5年度から地域クラブ活動の大会への参加を認めていますので、大会への引率は教員・地域クラブ活動の指導者、どちらも可能となります。実際の引率者は当該学校の教員、指導者の判断となります。

中学校の部活動を地域クラブ活動に移行することそのものが、大変な困難を伴うものであります。しかし、これまでの部活動は、教員の献身的な支えにより、休日においても実施しておりましたが、すでに限界にあることも事実ですので、混乱が起きないように新たな形態での活動に理解をさせていただくよう努めてまいります。

次に、(12)でございます。

実証事業では、関連する業者に委託することも事業の方法の一つに示されていますが、本市では、全小・中学校がコミュニティ・スクールとなって以来、「地域の子どもは地域で育てる」の考えが浸透していますので、地域クラブ活動についても地域の皆様に担っていただく方向で進めています。

また、現在ある部活動を生徒数の減少などの理由で廃部にしないためにも、合同部活動にすることや、時代の変化に対応した新たな地域クラブ活動を設立することなどを視野に進めることが、「生徒が主役」のコンセプトと考えます。

次に、(13)でございます。

学校管理下の部活動は、校長の許可を得て教員が指導していることから、学校の教育活動の一つに位置付けられており、活動中の事故については、日本スポーツ振興センターの災害共済給付が措置されます。一方、地域クラブ活動は、学校の教育活動に該当しないことから同様の給付対象となりません。

そこで、新たに公益財団法人スポーツ安全協会の「スポーツ安全保険」等に加えることとなりますので、地域クラブ活動での事故等については、地域クラブ

活動の運営団体や当該クラブの指導者等が対応することになります。

地域クラブ活動に移行した後も、生徒の活動状況等について、学校と地域クラブ活動の連携が図れるよう努めてまいります。

|          |          |          |
|----------|----------|----------|
| 発言番号 2-1 | 通告第 10 号 | 樋口 智洋 議員 |
|----------|----------|----------|

### 《質問事項》

#### 1 久喜市立江面小学校のスクールバスについて

### 《質問の要旨》

- (1) 南コミュニティセンター（農村センター）をスクールバスの駐車場としているが、今後変更等があるのか伺う。
- (2) 登下校ともに、スクールバス2台で2ルートの運行であるが、今後変更等があるのか伺う。
- (3) 特定旅客で契約しているが、一般旅客に変更等あるのか伺う。
- (4) 運行日数年間220日（学校課業日205日、夏季休業日等15日）であるが、今後変更等があるのか伺う。
- (5) スクールバスを久喜市で持ち、運行も市で行う計画をしておられるのか。
- (6) 令和9年稼働予定の新ごみ処理施設及び余熱利用施設のプールにスクールバスで行くことを計画しておられるのか。

### 【答弁原稿】

大項目1のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。

はじめに、(1)でございます。

久喜南コミュニティセンターのスクールバス乗降場所は、江面小学校の正門に近く、児童が安全に活用できることから、令和8年度以降についても、引き続き同様の運用を考えております。

次に、(2)でございます。

スクールバスの運行は、児童の乗車時間が長時間にならないよう2台で2ルートとしております。

児童の入学や卒業にあわせて、運行経路や運行時間等を毎年度見直ししており、令和8年度以降も、適切な台数やルートを検討してまいります。

次に、(3)でございます。

スクールバスについては、統合に伴い通学先が変更となる児童の安全面等に配慮した、適切な通学条件や通学手段を確保するために導入しております。

特定旅客自動車運送事業は、旅客の範囲が限定され、スクールバスでは児童のみとなることから、児童の乗降確認時や乗車中の様子に目が届きやすいという

安全面でのメリットがございます。

また、一般乗合旅客自動車運送事業等と比較いたしますと、安価な契約が可能となるところでございます。

このようなことから、変更等の予定はございません。

次に、(4) でございます。

運行日数については、学校課業日や夏休み等の長期休業中の行事等で臨時便が必要となった場合への対応をするため、年間220日としております。

今後も同様の日数が必要になるものと考えております。

次に、(5) でございます。

スクールバスを市で所有し運行することは、人員確保や車両等の維持管理に多くの課題があることから、難しいものと考えております。

次に、(6) でございます。

先ほどご答弁申し上げましたとおり、スクールバスについては、統合に伴い通学先が変更となる児童の安全な登下校のために導入しておりますことから、登下校以外の利用につきましては、現在の契約では難しいものと考えております。

今後、契約の更新の際には、スクールバスの運行方法等について検討してまいります。

|      |     |     |    |          |
|------|-----|-----|----|----------|
| 発言番号 | 2-2 | 通告第 | 8号 | 丹野 郁夫 議員 |
|------|-----|-----|----|----------|

#### 《質問事項》

#### 2 教育現場における取組みと課題を問う

#### 《質問の要旨》

- (1) 久喜市ステップアップテストの成果と課題は。
- (2) 英検の受験料補助による成果と課題は。
- (3) 修学旅行や林間学校前に、担任等の先生が実施する事前下見について、現状と課題を問う。
- (4) 教員のメンタルヘルス対策は。

#### 【答弁原稿】

大項目2のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。

はじめに、(1) でございます。

久喜市ステップアップテストは、「児童生徒の『学力の現在地』を継続的に把握し、個別の支援を行いながら学力を伸ばすこと」を目的に、平成30年度から年8回程度実施しております。

また、令和3年度から、今後、全国学力・学習状況調査や埼玉県学力・学習状

況調査がC B T（コンピュータベースドテスト）に移行することを踏まえ、紙によるテストではなく、1人1台端末を活用したC B Tとしております。

実施の成果としましては、教職員は、児童生徒一人一人の学力の到達度や理解度を把握し、必要な支援につなげることができていること、また、児童生徒は、得点の変容や未定着の内容を記したデジタル個票により、テストの結果や学力の伸びを確認でき、復習問題にすぐに取り組めるようになっていることなどでございます。

課題としましては、C B Tに対応できる問題の作成が難しいことや、児童生徒自身がよりの確に学力の状況及び今後取り組むべきことを把握し、学習の自己調整ができる力を高めていくことと捉えております。

次に、（2）でございます。

英語検定受験料補助制度による成果として、1つ目は、この制度により英語検定の受験者数が増えたこと、2つ目は、本市の生徒の英語力が高まったことなどがございます。

一方、課題は、生徒の英語検定に対する受験意識を高め、受験者をさらに増やすことにより、久喜市の生徒の英語力を高めることです。

そこで、令和6年度から英語検定受験料補助の対象者を、中学2年生まで拡大することを予定しております。

次に、（3）でございます。

修学旅行等の校外学習の事前下見を実施している学校では、宿泊施設の状況や安全性、班別行動のコースやスケジュールの調整、衛生管理の状況等を確認することを目的に取り組んでおります。

事前下見を実施していない学校においても、引率者の一人に、次年度担当予定の教職員を計画的に加えたり、インターネットを活用した調査をしたりすることで、校外学習前の様々な確認を行っております。

実施している学校の課題としては、近年削減傾向にある県費出張旅費の問題や、やむを得ず週休日に下見を実施する場合の担当教職員の過重な負担等がございます。

教育委員会としては、事前の下見を実施しない場合であっても、安全に校外学習の目的が達成できるよう、必要な情報を提供してまいります。

次に、（4）でございます。

教職員のメンタルヘルスケアは、教職員一人ひとりの心の健康状態にとどまらず、学校の教育活動の充実にも繋がる重要なことと考えます。

教育委員会では、毎年、夏季休業日前に、全教職員を対象に専門業者へ委託してストレスチェックを実施し、健康管理上必要な事項について、所属長へ情報提供し、適切な支援の一助としています。

また、ストレスが高いと判断された教職員に対しては、些細な不安も気軽に打

ち明けられるように、医師による面談を実施しています。

日頃、職場での良好な人間関係が、教職員のメンタルヘルスケアに繋がることから、管理職による個別の面談や日々の声掛け、県の相談窓口の紹介も積極的に行っております。

また、学校の働き方改革の推進、組織での相談体制の充実により、良好な職場環境の構築にも努めているところです。

教職員の心身の健康は、児童生徒への質の高い教育の実現に繋がることから、引き続き教職員の心のケアに努めてまいります。

|      |     |     |    |   |    |    |    |
|------|-----|-----|----|---|----|----|----|
| 発言番号 | 2-3 | 通告第 | 12 | 号 | 田村 | 栄子 | 議員 |
|------|-----|-----|----|---|----|----|----|

#### 《質問事項》

#### 4 小学生の視力問題は

#### 《質問の要旨》

- (1) 視力低下を食い止めるための方策は。
- (2) 実際に行っている方法を具体的に伺う。

#### 【答弁原稿】

大項目4のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。

はじめに、(1)でございます。

変化の激しい社会、とりわけデジタル化が急速に進展する社会を生きる子どもたちの学びや生活にとって、ICTの活用は不可欠なものであり、上手な利用の仕方が求められています。

過日公表された令和4年度学校保健統計調査でも、「裸眼視力1.0未満の者の割合」が過去最多となり、視力低下の傾向が深刻さを増しています。その原因の一つとして、「スマートフォンやデジタル端末を使う時間が増したこと」と分析していることから、文部科学省が令和4年3月改訂した「児童生徒の健康に留意してICTを活用するためのガイドブック」の活用をするよう、改めて各学校に指示しました。

視力低下を食い止めるための方策としましては、教室の照明や、画面への映り込み防止を含む教室環境、学習者用端末を利用する際の姿勢等に関する指導、利用時間の適切な目安に関する指導、及び保護者への啓発等でございます。

次に、(2)でございます。

各学校では、「照明を点け、適切な明るさを保つ」「電子黒板や学習用端末の画面への反射を抑えるため、カーテンを利用する」など、端末を活用する際の環境に配慮をしています。

また、児童生徒に対しては、「画面を長時間集中して注視しないこと」「30分に1回は目を休ませたり、遠くを見る機会を増やしたりすること」「目を画面から30センチ以上離すこと」など、自分の目を大切にする工夫について指導しております。

ICTの活用は、学校のみならず、家庭の協力が必要なことから、「Chromebook利用の手引き」や「健康への配慮等に関する啓発リーフレット」について、各家庭に周知し、家庭内でも児童生徒の健康のために配慮していただくよう努めております。

本市においては、令和4年度の小学生の裸眼視力1.0未満の割合は28.6%と、国や県の割合よりも低くなっております。児童生徒が、学校や家庭の中でICTとよりよく付き合いながら学習に取り組んでいることが伺えます。

今後も、引き続き目の健康に配慮しながら、ICTを活用していくよう指導してまいります。

|          |         |          |
|----------|---------|----------|
| 発言番号 2-4 | 通告第 3 号 | 大谷 和子 議員 |
|----------|---------|----------|

#### 《質問事項》

#### 1 誰一人取り残されない学びの保障に向けた対策について

#### 《質問の要旨》

すべての子どもたちを教育から離れないように、学びにつなげる環境の整備は急務。久喜市の現状と取組みについて伺う。

(1) 現在、久喜市における不登校児童生徒の現状を伺う。

ア 不登校の児童生徒の人数は

イ KDX教室や教育支援センターの利用者数は。

ウ その他、校内の相談室、保健室、サポートルームなどに通学している人数は。

エ イ、ウなどの支援を受けていない児童生徒はいるか。

(2) 「COCOLOプラン」校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム）の設置状況について伺う。

ア 現在の設置状況について。

イ 設置校での成果と課題は。

#### 【答弁原稿】

大項目1のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。

はじめに、(1)のアでございます。

不登校児童生徒数は令和4年度全国で約36万人、そのうち小中学校だけで

も約29万9千人と過去最多となるなど、深刻な状況にあります。本市においても同様の傾向で不登校児童生徒に対する教育の機会の確保は喫緊の課題であります。

令和5年12月末現在、国が不登校と定義する「病気や経済的な理由による者を除いた年間30日以上欠席者」は、小学校63名、中学校185名、計248名です。

次に、イでございます。

令和5年12月末現在、KDX（久喜市共同オンライン分教室）を利用する中学生は9名、教育支援センターを利用する小学生は5名、中学生は17名でございます。

次に、ウでございます。

令和5年12月末現在、不登校児童生徒のうち、相談室等の別室を利用する小学生は1名、中学生は17名の計18名でございます。

次に、エでございます。

不登校児童生徒の中には、年間の欠席日数が30日を超えるものの学校に通っている者や、オンラインで学校の授業を受けている者、学校内外での相談・指導を受けている者もおります。そこで、国では、特に「学校内外で相談・指導を受けていない児童生徒のうち、欠席日数が90日以上児童生徒」を深刻な状況ととらえ対策を求めています。これに該当する不登校児童生徒は、本市には小学校11名、中学校42名の計53名います。

次に、(2)のアでございます。

不登校児童生徒の個々の状況は多岐にわたりますが、「休みたいと感じ始めた」初期の段階での対応は特に重要と考えます。学校には行けるが自分のクラスには入ることを躊躇う時に、気持ちを落ち着かせリラックスできる環境が必要となります。このような環境を国の不登校対策、通称「COCOLOプラン」では、校内教育支援センター「スペシャルサポートルーム」として設置促進を求めています。類似する施設を市内中学校6校で設置しています。

次に、イでございます。

設置している学校からは、「他の生徒を気にせず、自分のペースで安心して学習できる」「苦手な単元の復習をさかのぼって学習でき、不安が解消できた」などの生徒の声があるとの報告を受けています。

課題としては、現在設置している学校は、余裕教室をそのまま活用していることから、不登校傾向にある生徒が「落ち着いた空間でリラックスしながら学習・生活」できる環境に至っておらず、COCOLOプランに示されているような心を安らげるスペースにすることや、指導支援を担う教職員の負担の増加などがございます。

今後、最も重要なことは、児童生徒の心や体調の変化に早期に気付く取組や、

多様な学びを工夫するなど、不登校とならないための対策をきめ細かく行うことと受け止めております。

発言番号 2-4

通告第 3 号

大谷 和子 議員

《質問事項》

2 放課後子ども教室ゆうゆうプラザは持続可能か。

《質問の要旨》

放課後子ども教室ゆうゆうプラザについて、とうとう解散する実施委員会が出た。そのような現状をどのように受け止め対応していくのか伺う。

- (1) 他にも解散する実施委員会が出ないとも限らないが認識は。
- (2) 意義ある事業だが、担い手がいない現状をどのように分析し解決するのか。
- (3) 解散した学校のゆうゆうプラザは実施委員会を新たに組織しないと開催できないが、令和6年度も全小学校でゆうゆうプラザを実施するのか。
- (4) ゆうゆうプラザを市の事業として今後も継続していくのか。そのための課題をどう考えているか。

【答弁原稿】

大項目2のご質問に対しまして、順次、ご答弁申し上げます。

なお、(1)と(2)は関連がございますので、一括してご答弁申し上げます。

放課後子ども教室ゆうゆうプラザを全小学校で継続していく上で、後継者の確保は、喫緊の課題であると認識しているところでございます。

そのような中、新たな担い手や後継者の確保に向けて、PTAはもとより、区長会、コミュニティ協議会などへ放課後子ども教室の事業活動やサポーター募集のチラシを配布したほか、広報紙やSNSを活用して、その周知を図り、新たな人材確保に努めているところでございます。

次に、(3)でございます。

現在、実施委員やサポーターと調整し、新たに実施委員を引き受けていただける方がいないか協議を進めているところであり、令和6年度におきましても、全小学校で放課後子ども教室を実施できるよう努めてまいります。

次に、(4)でございます。

本市の放課後子ども教室は、この事業運営に関わる皆様の子どもたちに対する熱い思いに支えられ、全国に誇れる事業であると認識しております。

実施委員やサポーターなどの高齢化や新たな人材確保などの課題もございますが、令和6年度当初予算におきましては、謝金の改定や暑い時期における参加



児童の飲料の経費を計上するなど、より充実した活動ができるよう支援してまいりたいと考えております。

今後におきましても、放課後子ども教室運営に関わる皆様のご意見を伺いながら、事業の運営改善、充実を図ってまいります。

|          |          |         |
|----------|----------|---------|
| 発言番号 2-5 | 通告第 14 号 | 杉野 修 議員 |
|----------|----------|---------|

《質問事項》

- 1 鷺宮地区の青毛堀川にかかる「宮前橋」の老朽化に早めの保全対策を求める

《質問の要旨》

- (3) 神社関連では「催馬楽神楽」や鏡、灯籠などが文化財として指定されているが、宮前橋を含む神社周辺一帯を文化財として保護・保存対象とする検討をされてはいかがか。

【答弁原稿】

次に、(3)でございます。

教育委員会といたしましては、宮前橋の保全のため、文化財の指定を新たに検討するということは考えていないところでございます。

|          |          |         |
|----------|----------|---------|
| 発言番号 2-5 | 通告第 14 号 | 杉野 修 議員 |
|----------|----------|---------|

《質問事項》

- 3 学校給食費無償化は、久喜市の独自施策でこそ早期実現につながると考える

《質問の要旨》

- (1) 国から地方に対して給食に関する実態調査は実施されたか伺う。  
(2) 実施されていないとき、事前に調査について示されたことがあるか伺う。  
(3) 学校給食費無償化の実施の方法等について現時点で国から提示はあったか伺う。  
(4) 現段階では、国が想定している無償化の対象は公立の小中学校である。私立など国が対象としない部分を市独自で対象とすべきであるが、その考えはあるか伺う。

【答弁原稿】

大項目3のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。

はじめに、(1)と(2)は関連がございますので、一括してご答弁申し上げます。

国による実態調査につきましては、令和5年8月から10月にかけて実施されたところでございます。

次に、(3)でございます。

現在のところ、国から実施方法等について示されたものはございません。

次に、(4)でございます。

学校給食費の無償化につきましては、国において実現に向けた実態調査を行い、具体的方策を検討するとされておりますことから、引き続き国の動向を注視してまいります。

|          |          |          |
|----------|----------|----------|
| 発言番号 2-6 | 通告第 23 号 | 瀬田 博文 議員 |
|----------|----------|----------|

#### 《質問事項》

- 1 来年度、市長公室へ新設されるシティセールス課における久喜市の新たなアピールの考え方について伺う

#### 《質問の要旨》

(2) この機会において、郷土の偉人である本多静六博士を今まで以上に前面に出して久喜市をアピールしてはいかがか、市の考えを伺う。

イ 昨今、金融教育について中学・高校で具体的な取り組みが始まっているが、本多博士の大胆かつ堅実な資産運用の考え方は非常に参考になると思う。これから学校現場で取り扱う予定はあるのか。あるとすれば、どのように取り扱っていくのか考えを伺う。

#### 【答弁原稿】

大項目1の(2)のイのご質問に対してご答弁申し上げます。

久喜市の学校現場では、主に社会科や道徳の学習の中で、教育委員会が作成した社会科副読本や道徳用郷土資料、市が作成した顕彰冊子、さらに県の学習まんが「本多静六博士物語」などを活用し、博士の功績を学習しています。

博士の資産運用の考え方につきましても、子どものころからの博士の堅実さを物語る「ツモリ貯金」や、「四分の一(よんぶんのいち)天引き貯金法」で貯えた資金を元手に、山林や株への投資、そうして得た自分の財産を埼玉県に寄付して広めた「奨学金制度」等について取り上げられております。

現在、小中学校では、社会科や家庭科等を中心に金融教育に力を注いでいるところでございます。今後は、小学校で慣れ親しんだ偉人から学ぶ金融教育として、

本多静六博士の功績や考え方を、より伝えていけるよう進めてまいります。

発言番号 3-1

通告第 1 号

貴志 信智 議員

《質問事項》

1 小中学校 1 人 1 台端末や大型提示装置の修繕、更新を進めるべき

《質問の要旨》

タブレット端末について早期に更新の計画を立てるべき。

また、大型提示装置に関しても更新の時期には大きな予算が必要になる。

(1) 久喜市は「1 人 1 台端末」の目的と効果をどのように認識しているか伺う。

(2) 端末の更新（整備）計画をいつまでに策定するのか伺う。

(3) 直近の集計時点における修繕端末台数等を伺う。

(4) 代替機が足りない、修繕予算が足りないことの現状を教育委員会としてどのように認識しているか伺う。

(5) 「修繕が進まない現状」「学習に支障をきたしている状況」を解消するために何が必要か。教育委員会の見解を伺う。

(6) 指導主事が、端末修繕などせず、本来の職務に従事できるように、人員配置を改善するか、修繕の外注を検討するべきではないか。見解を伺う。

(7) 大型提示装置は、更新の時期をどのように想定しているか。また想定される時期に向けて更新計画を策定するべきではないか。見解を伺う。

【答弁原稿】

大項目 1 のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。

はじめに、(1) でございます。

国の G I G A スクール構想の本格実施を受け、教育委員会では、令和 3 年度から「久喜市版未来の教室」4 + 1 のコンセプトの下、各学校と共通理解を図りながら、1 人 1 台端末の活用を進めてまいりました。

具体的には、「時間・距離に制約されないオンライン教育の実施」、「客観的・継続的データに基づく個別最適な学び」、「汎用的な能力を養う S T E A M 化された学び」、そして「統合型アプリケーションによる校務の効率化の実現」、これらに加えて、教師は I C T を活用しながら、人間教師の良さを生かした「学びのコーディネーター」として子どもたちを指導することを目標に取り組んでまいりました。

3 年間の取組を通して、子どもたちは日常的に端末を使いこなせるようにな

ったばかりでなく、様々なアプリを活用することで、一人ひとりに応じた「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」を実現しております。

このような本市の取組が評価され、北は北海道、南は沖縄県と、全国から多くの皆様の視察を受け、また過日は、「第6回 日本ICT教育アワード」において、「経済産業大臣賞」を受賞することができました。

次に、(2)でございます。

国は、GIGAスクール構想の第2期を見据え、地方公共団体への徹底的な伴走支援を継続しながら、日常的な端末活用を行っている地方公共団体の故障率も踏まえ、予備機を含む1人1台端末の計画的な更新を実施するとしています。

その際、地方公共団体の効率的な執行を図る観点から各都道府県に基金を設置し、5年間同等の条件で支援を継続するとともに、都道府県を中心とした統一・共同調達の仕組みを検討するとしています。

このことを受け、本市では県の共同調達に参加し、令和7年度末までに端末の更新をする予定ですので、現在、埼玉県が策定する更新に係るスケジュール案に準じ、令和6年度中に計画を策定してまいります。

次に、(3)でございます。

2月1日現在の学校からの報告を基に申し上げますと、「何らかの不具合がありながらも使用している端末」765台を含め、「不具合が生じている端末」は小中学校全体で1,475台です。

そのうち「修理中の端末」は446台、「これから修理に出す端末」は264台です。

教育委員会が保有する20台の代替端末は、すべて貸し出しておりますので、「手元に端末がない児童生徒数」は、690名でございます。

なお、今後新たに代替機との交換を予定しており、現在代替機運用サービス業者が初期設定等の手続きを進めているところでございます。

次に、(4)でございます。

国はコロナ禍の中、日本の学校におけるICT機器の整備の遅れが露呈したことから、GIGAスクール構想を前倒しして実施いたしました。多くの学校や教育委員会は、本構想を受け入れる準備が整わない中でのスタートを余儀なくされたと考えております。このことから、未だに授業で十分な活用ができなかったり、家庭への持ち帰りをあまり行えなかったりしている自治体も多数あると認識しております。

一方、端末の活用した学びが進むほど、児童生徒の学習者用端末の不具合が生じることとなりますが、その際の代替機については、今般のGIGAスクール構想で国は措置しませんでしたので、市独自に「GIGAスクール端末代替機運用サービス」を利用し不具合が生じた端末と交換しております。

端末の修理の状況ですが、まず、故障・破損個所の把握、修理費等の見積り、

修理事業者の選定、部品の発注などに時間を要すること、また、修理を請け負う業者数が少ないことや事業規模が小規模である等の課題もあり、修理に時間がかかっているのが現状で、端末を待っている児童生徒の期待に十分応えられない状況でございます。

今後も修理を早期にできるよう、事務の効率化や代替機の円滑な活用はもちろん、状況に応じた予算を措置できるよう努めてまいります。

次に、(5)でございます。

代替機の確保や修理予算の確保は、もちろん必要なことではありますが、市費だけでの対応では難しいと思われますので、GIGAスクール構想を推進している国に対して、修理に係る費用の補助を要望してまいります。

一方、今後も引き続き取り組まなければならないことは、児童生徒に対し端末の使い方を繰り返し指導し、破損等の未然防止に努めることです。特に、貸与されていることを認識させ、落としたり乱暴に扱ったりすることのないよう、細心の注意を払って取り扱うよう指導したいと考えています。

また、現在、学校以外の場所での破損・故障等の修理は、家庭にお願いしてまいりますので、保護者等との連携協力により家庭での破損等についても、未然防止をお願いしてまいります。

今、学校ではこれまでの一斉授業から、学び方や学びのスピードを一人ひとりに応じる「自由進度学習」や「複線型の学習」の授業への移行を進めています。このような授業では、端末を活用して学ぶだけでなく、教科書や資料等を中心とした学びや数人で協働して学ぶなど、学び方も一様でなく、端末が手元になくても学習に支障を来すことのないよう授業を工夫しているところでございます。

次に、(6)でございます。

GIGAスクール推進室に持ち込まれる修理を要する端末のうち、簡易な故障等で指導主事を含めた職員でも修理が可能なものについては、修理にかかる時間を短縮し、早期に児童生徒へ端末を返却するために、職員が修理することとしています。

また、修理の外注については、現在、ICTサポートを委託している業者に、修理を依頼することが可能かどうか確認しながら検討を進めているところです。

次に、(7)でございます。

大型提示装置につきましては、令和4年9月、「久喜市立小・中学校大型提示装置整備計画」を見直したところでございます。

現在のところ、故障件数も少ない状態で稼働をしていることから、国や近隣自治体の動向も確認しながら、更新を含め今後計画の見直しを行ってまいります。

## 《質問事項》

## 2 公共施設や学校の「安全確保」を急ぐべき

## 《質問の要旨》

- (4) 市内小中学校においてカラーコーンとバーが設置され、立ち入り禁止となっている箇所数を伺う。
- (5) 各学校にバリケードが設置されているが、市民への周知が足りていない。誰の目にもわかるように「状況の説明」と「注意喚起」を促す掲示を行うべきではないか。
- (6) 太田小学校のスプリンクラーが、地面からの突起物のようになっており、大変危険である。使えないならば撤去を求める。維持するのであれば危険回避の措置をするべきである。

## 【答弁原稿】

大項目2の(4)、(5)のうち、教育委員会所管部分、(6)について順次ご答弁申し上げます。

はじめに(4)でございます。

立ち入り禁止の箇所数につきましては、小学校22校のうち、

19校で77箇所、中学校10校のうち、10校で40箇所でございます。

次に(5)でございます。

学校は、児童生徒の学びの場、生活の場でありますことから、カラーコーンとコーンバーの設置理由や、設置箇所へ近づかないことを、各学校を通じて児童生徒及び保護者へ、周知を行ってまいりました。

今後につきましては、学校施設を利用する団体や市民の方へ、注意喚起するとともに、効果的な周知方法を検討してまいります。

次に(6)でございます。

太田小学校のスプリンクラーにつきましては、ポンプ及び制御盤が故障していることから、現在、利用出来ない状態となっております。

これを受け、対策を検討するため、見積りを徴取したところ、修理費用が高額であることが判明いたしました。

そのため、まずは応急的な対策として、地面から突出した部分の周囲に土を入れ、なだらかにする作業を実施いたしました。

今後は、機器の更新や代替策について、学校と協議のうえ対応を検討してまいります。

## 《質問事項》

## 4 久喜東小の事故に対し保護者説明会をすべき

## 《質問の要旨》

- (1) 市が言う「必要な場合」とは、どういう意味だったのか伺う。
- (2) なぜ、事故から3か月以上が経過しても保護者説明会を開催しないのか。
- (3) ①現在までの点検結果のまとめ、今後の修繕までの流れを保護者説明会で説明してほしい。②今後の修繕スケジュールの提示時期と保護者説明会の時期を連絡してほしい。①②が可能か伺う。
- (4) PTA役員が12月に説明会開催の要望をしても、市は誠実な対応をしておらず、「不備なく対応している」とは思えない。市長はどう考えているのか伺う。

## 【答弁原稿】

大項目4のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。

はじめに、(1)でございます。

令和5年11月定例会において、「命に関わる事故が、万が一起きた場合、この学校だけでなく、今後は保護者説明会もきちんと行っていくのが筋だと思いますが、そのお考えはないですか。」とのご質問に対し、「今後につきましては、必要な場合には、そういったものも検討してまいりたいと思っているところでございます。」とご答弁申し上げたところです。

この「必要な場合」とは、今後、同様な事故があった場合を念頭に、ご答弁したものでございます。

なお、この答弁は、久喜東小学校についての保護者説明会の開催を否定したものではありません。

次に、(2)でございます。

このたびの事故につきましては、幸いにも人的被害はございませんでしたが、重大な事故であり、責任を痛感しているところでございます。

保護者説明会の開催につきましては、PTA会長からご要望をいただいていることは承知しております。

しかしながら、事故直後の対応として、安全対策等への緊急対応を最優先に進めなくてはならない状況をご理解いただき、全保護者に宛てたお知らせの文書の配布と、タブレット端末による配信をしてきたところでございます。

また、その後におきましては、久喜東小学校の緊急対応と並行して、市内の全

小中学校の安全対策等に全力を注いでいた中で、保護者の皆様に迅速に情報をお伝えする手段として、タブレット端末による配信が効果的と考え、引き続き、事故後の対応などについて、適宜、お知らせしてきたところでございます。

次に、(3)でございます。

保護者説明会につきましては、令和5年度内に開催する旨を、先日、PTA会長にお伝えしたところでございます。

保護者説明会の具体的な時期、内容につきましては、今後、PTA会長と協議、調整してまいります。

次に、(4)でございます。

令和5年10月30日に、市長とPTA役員の皆様と、今後の対応などについて協議させていただいた際に、情報発信については、丁寧に行っていくことをお約束させていただきました。

これまで、保護者の皆様に、お詫びとともに、事故の内容や経緯、安全対策として、カラーコーンによる囲いなどの設置、緊急外壁修繕工事の内容やスケジュール、進捗状況など、事故当日に送付したものを含め、計8回、タブレット端末によりお知らせを行ってきたところでございまして、適切に対応してきたものと考えております。

|      |     |
|------|-----|
| 発言番号 | 3-6 |
|------|-----|

|     |    |   |
|-----|----|---|
| 通告第 | 22 | 号 |
|-----|----|---|

|          |
|----------|
| 奈良 政宏 議員 |
|----------|

#### 《質問事項》

##### 1 生活しやすいまちづくりへ

#### 《質問の要旨》

(2) 公共施設除却後の跡地活用をどう考えているのかを伺う。

ア 栗橋いきいき活動センターしずか館

#### 【答弁原稿】

大項目1の(2)のAにつきまして、ご答弁申し上げます。

栗橋いきいき活動センターしずか館除却後の跡地活用につきましては、重点整備地区のワークショップ等を踏まえた、栗橋駅東口におけるまちづくり事業において、活用方法が検討されるものと考えております。

なお、今後の解体工事のスケジュールにつきましては、令和5年度中に石綿含有調査業務委託を完了し、この調査結果に基づき、令和6年度から令和8年度までの3か年度において解体工事の実施を予定しているところでございます。



## 《質問事項》

3 子どもを性犯罪の被害者にも加害者にもさせないためのアプリ「コドマモ」

## 《質問の要旨》

- (1) 子どもを守るために愛知県警等が開発したアプリ「コドマモ」の周知・啓発について見解を伺う。
- (2) 学校配布の学習用タブレット端末に「コドマモ」アプリのインストールについて伺う。

## 【答弁原稿】

大項目3のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。

はじめに、(1)でございます。

性犯罪は被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その根絶に向けて、これまでも校長会や教頭会で指導を行ってきたところです。

学校においては、「生命（いのち）の安全教育」や「情報モラル教育」を通じた取組を行っており、家庭においても県のネットトラブル注意報等の便りを活用し、子どもの見守りをお願いしております。

本アプリ「コドマモ」のAI機能による、わいせつな自撮りブロックやみまもりマップなどは、子どもを性被害から守ることやスマートフォンの適切な利用推進に大変有効であると考えます。

教育委員会では、性犯罪の未然防止のため、本アプリの周知・啓発について、学校を通して家庭にも情報提供をしております。

次に、(2)でございます。

「コドマモ」は現在、保護者と子ども双方のスマートフォンにアプリをインストールすることで、保護者が子どもに持たせたスマートフォンの見守りツールとして活用されております。

本アプリを推進する愛知県警によりますと、「学習者用端末へのインストールは技術的には可能ですが、学習者用端末における活用例がこれまでにない」とのことから、今後導入に向け検証を行うとともに、保護者に対しても情報提供を行い、家庭からの見守りについて協力をお願いしております。

## 《質問事項》

- 1 小中学校の老朽化による雨漏りは改修工事が進められているが、その他の「屋上防水劣化」は放置されている。「予防保全」の観点から対策を急ぐべきだ。

## 《質問の要旨》

- (1) 小中学校の校舎雨漏りについて、9校中、栗橋西中学校を除く8校の解消に向けた進捗状況と、今年度中の工事で解消できるか伺う。
- (2) 昨年公表された建築基準法第12条点検による是正箇所で、小学校16校、中学校7校で屋上防水の指摘があるが、放置されていることについて伺う。
  - ア 直ちに全校の改修を行うべきだが、改修の予定を明らかにされたい。
  - イ これまでの補正予算や新年度予算に改修工事の費用が計上されていないのはなぜか。
- (3) 「屋上防水劣化」の指摘があっても放置しておくのか。財政及びアセットマネジメントの立場から、見解を伺う。「予防保全」の立場から改修すべきだが。

## 【答弁原稿】

大項目1の教育委員会所管部分のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。  
はじめに、(1)でございます。

栗橋西中学校を除く8校につきましては、令和5年度の改修工事により、5校が雨漏り解消済みでございます。その他1校が修繕実施中でございます。残り2校につきましては、修繕を実施しましたが、令和5年度中の解消は難しい状況でございます。

次に、(2)のAでございます。

屋上防水改修につきましては、外壁改修工事の状況をみながら、順次、対応の検討をしてみたいと考えております。

次にイでございます。

小学校16校、中学校7校の校舎の屋上防水改修につきましては、これまで、久喜南中学校、鷲宮東中学校及び本町小学校の工事を、実施してまいりました。

令和6年度は、当初予算で、久喜中学校、栗橋西中学校、桜田小学校、栗橋小学校の工事費を、屋上防水改修工事又は、大規模改造工事として計上しております。

その他の学校の屋上防水改修工事につきましては、同時に実施することは難

しいものと考えております。

次に、(3)でございます

屋上防水改修につきましても、予防保全の観点から、早期に実施しなければならないと、認識しているところでございます。

しかしながら、まずは、命にかかわる安全対策として、外壁や、防火設備などの改修を、鋭意進めているところでございます。

|      |     |     |     |          |
|------|-----|-----|-----|----------|
| 発言番号 | 4-4 | 通告第 | 18号 | 川辺 美信 議員 |
|------|-----|-----|-----|----------|

《質問事項》

- 1 組織機構改革は、市民サービスを低下させないことを基本とすべき

《質問の要旨》

(5) 保育幼稚園課が行う幼稚園業務の補助執行について

- イ 幼児教育に関する基本的な方針、教育振興基本計画の策定、公立幼稚園の配置・廃止の決定などは教育委員会に残すとのことですが、幼稚園の管理と教育方針を別々の部署で所管することで運営に支障をきたすことが懸念されますが、見解を伺う。

【答弁原稿】

大項目1の(5)のイのご質問に対してご答弁申し上げます。

公立幼稚園における幼児教育については、これまでと同様に教育委員会の職員である幼稚園教諭が、文部科学省の定める幼稚園教育要領や第3期久喜市教育振興基本計画等に基づき行うことから、その内容に変更はございません。

このようなことから、幼稚園の運営に関して支障をきたすことはないものと考えております。

|      |     |     |     |         |
|------|-----|-----|-----|---------|
| 発言番号 | 4-6 | 通告第 | 21号 | 新井 兼 議員 |
|------|-----|-----|-----|---------|

《質問事項》

- 2 教育におけるデジタル技術の活用の加速化を推進すべき

《質問の要旨》

GIGAスクール構想に係るハード面、ソフト面、指導体制を一体とした教育改革について問う。

- (1) GIGAスクール構想の実現に向けて、ハード面、ソフト面、指導体制の観点から現状の課題について伺う。

- (2) 端末導入から3年が経過し、端末の維持・更新に係る今後の計画や体制整備が必要と考えるが、教育委員会の見解を伺う。
- (3) 都道府県ごとに基金を造成し、端末の共同調達によってコストの低減を目指すとのことだが、埼玉県内の現在の動向について伺う。
- (4) 次世代の校務DXとして“Google Workspace for Education”により学校の働き方改革のどのような成果に繋がっているのか。
- (5) クラウド上やサーバ上に存在する様々な教育に関するデータを利活用するダッシュボードの活用は検討されているのか伺う。

#### 【答弁原稿】

大項目2のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。

はじめに、(1)でございます。

GIGAスクール構想におけるハード面につきましては、児童生徒のタブレット端末の活用が急速に進む一方で、端末の故障や破損の増加に伴う修繕対応が喫緊の課題でございます。

ソフト面につきましては、デジタル教科書、デジタル教材を導入し、活用しているところです。今後は、多様なツールも開発されることが期待できることから、教材の選定、利用の拡大により、児童生徒の学びの多様化に対応し、学力向上を効率的に図ることが課題になると考えます。

指導体制につきましては、教職員のICTに関するスキルが著しく向上し、指導力も高まってきておりますが、日々変化するICT環境に対応するため、学校のニーズに合わせた研修の提供、先進地域を視察する機会の確保、ICT支援員の配置を通じた教職員の支援体制の充実を図っていくことが課題でございます。

次に、(2)でございます。

令和3年度当初に配布しました端末は、修繕等で維持管理しながら令和7年度末まで使用することとなります。

端末の更新にあたり、国は都道府県に基金を設置することや、統一・共同調達の仕組みを検討することとしておりますので、本市も国の補助金を活用し、令和7年度末までに端末を調達する予定でございます。

次に、(3)でございます。

県内の動向につきましては、県が令和6年2月1日付けで、「GIGAスクール構想・埼玉県端末共同調達実施計画」を策定し、市町村の調達支援と整備後の広域での利活用を、効果的・効率的に進める観点で、県内自治体の1人1台端末の調達に向けた共同調達スキームを示したところです。

県の共同調達スキームに参加することで、補助金を申請することが可能となることから、県のスケジュール案に沿って、準備を進めてまいります。

次に、(4) でございます。

教育委員会では、Google Workspace for Education を活用した校務の効率化に向け、学校と連携した取組を推進しています。

その一例として、休暇や出張など教職員のサービスに関する事務手続きをデジタル化したしました。これまで、各学校で紙の申請様式に記入・押印等をしていた手続きを、ペーパーレスで完了できるよう運用しております。

また、クラウドツールを活用し、教職員間の迅速な情報共有や、各種資料の共有による業務の効率化を図っております。

Google Workspace for Education の活用を、授業と校務の両輪で進めていくことで、校務DXの推進だけではなく、クラウド活用を基盤とした授業の改善及び質の向上につながり、ひいては教職員の負担軽減にもなると考えております。

このような取組が、教職員の働き方改革の成果に繋がっており、過日、文部科学省が実施した「GIGA スクール構想の下での校務DX化」の調査では、最上位にランクされ、「教育DX推進自治体」として表彰されております。

次に、(5) でございます。

児童生徒の学習活動等を蓄積した情報データを集約し、可視化・分析をすることができるダッシュボードの活用につきましては、NEXT GIGA、GIGA スクール構想の第2段階に向けた取組において有効であると考えております。

本市では、児童生徒のテスト結果を収集し、学力の伸び率を分析、可視化した個票をフィードバックすることや、学校生活に関するアンケート結果をダッシュボード化し、校内の情報共有や迅速な対応に繋げる取組などを、実証的に進めているところでございます。

今後、児童生徒の学びの支援に必要なデータやダッシュボードの在り方を検証し、教育データの利活用を通じたより質の高い次世代型の学校教育実現に向け、取組を進めてまいります。

イ 久喜市議会令和6年2月定例会議提出議案・議決結果（教育委員会関係）について

| 久喜市議会      |                           |                        |      | 教育委員会<br>審議等状況      |
|------------|---------------------------|------------------------|------|---------------------|
| 議案番号       | 件名                        | 上段：上程年月日<br>下段：議決年月日   | 議決結果 |                     |
| 議案<br>第67号 | 令和5年度久喜市一般会計補正予算（第9号）について | 令和6年2月13日<br>令和6年3月19日 | 可決   | 令和6年2月定例会<br>教育長報告ア |
| 議案<br>第73号 | 令和6年度久喜市一般会計予算について        | 令和6年2月13日<br>令和6年3月19日 | 可決   | 令和6年1月定例会<br>議案第1号  |
| 議案<br>第96号 | 久喜市公共施設個別施設計画の一部改訂について    | 令和6年2月13日<br>令和6年3月19日 | 可決   | 令和6年1月定例会<br>議案第2号  |

久喜市教育委員会教育長及び委員の任命について

| 久喜市議会       |                    |                        |      | 任期・期間等   |
|-------------|--------------------|------------------------|------|--|
| 議案番号        | 件名                 | 上段：上程年月日<br>下段：議決年月日   | 議決結果 |  |
| 議案<br>第103号 | 久喜市教育委員会教育長の任命について | 令和6年3月19日<br>令和6年3月19日 | 同意   | 柿沼光夫（再任）<br>任期 3年<br>〔令和6年4月1日～<br>令和9年3月31日〕    |
| 議案<br>第104号 | 久喜市教育委員会委員の任命について  | 令和6年3月19日<br>令和6年3月19日 | 同意   | 小野田真弓（再任）<br>任期 4年<br>〔令和6年5月21日～<br>令和10年5月20日〕 |

※上記は、市長部局所管案件（人事課）のため教育委員会への議案等の提出はありません。

ウ 令和6・7年度久喜市教育委員会研究委嘱について

令和6・7年度久喜市教育委員会研究委嘱校一覧

| 学校名    | 委嘱課題        | 研究主題  | 発表日   |
|--------|-------------|---|-------|
| 砂原小学校  | 【学びのSTEAM化】 | 「久喜市版未来の教室」構想を踏まえた汎用的な能力を育む先端技術を活用したSTEAM化された学びに関する研究                         | 令和7年度 |
| 太田小学校  | 【教育DX】      | 「Withテック時代を生きる自立した学習者の育成」<br>～児童が自走できる授業設計への転換を目指して～                          | 令和7年度 |
| 三箇小学校  | 【探究的な学びの充実】 | 探究的な見方・考え方を働かせた、<br>横断的・総合的な学習方法の工夫改善<br>～授業時数特例校の特色を生かして～                    | 令和7年度 |
| 久喜東中学校 | 【グローバル人材育成】 | 探究的な学びを軸として<br>主体的に学び続けるグローバル人材の育成  | 令和7年度 |
| 栗橋西中学校 | 【グローバル人材育成】 | これからの時代を切り拓いていくグローバル人材の育成<br>～異なる言語や文化、価値を乗り越えて関係を構築する<br>コミュニケーション力の向上を目指して～ | 令和7年度 |
| 鷲宮東中学校 | 【個別最適な学び】   | 自らが社会の創り手となり、<br>学びを自己調整する力の育成<br>～学習者主体の授業デザインを通して～                          | 令和7年度 |

## 久喜市部落差別を解消するための同和教育の基本方針

### — 同和教育の基本的あり方 —

#### 改定履歴

|       |    |    |     |
|-------|----|----|-----|
| 平成25年 | 4月 | 制定 | 初版  |
| 平成30年 | 4月 | 改定 | 第2版 |
| 令和5年  | 4月 | 改定 | 第3版 |
| 令和6年  | 3月 | 廃止 |     |

令和5（2023）年4月

久喜市教育委員会



# 目 次

|     |                           |   |
|-----|---------------------------|---|
| 第 1 | 基本方針策定の趣旨.....            | 1 |
| 第 2 | 本市における同和教育の成果と課題.....     | 1 |
| 1   | 学校同和教育.....               | 3 |
| 2   | 社会同和教育.....               | 3 |
| 第 3 | 今後の同和教育の基本的方向.....        | 4 |
| 1   | 基本方針.....                 | 4 |
| (1) | 人権教育の重要な柱としての同和教育.....    | 4 |
| (2) | 差別意識の解消に向けた教育・啓発の推進.....  | 4 |
| 2   | 同和教育推進の法的根拠等.....         | 4 |
| (1) | 同和教育の法的根拠.....            | 4 |
| (2) | 同和教育推進の根拠.....            | 5 |
| 第 4 | 今後の同和教育の柱.....            | 5 |
| 1   | 学校同和教育.....               | 5 |
| (1) | 教育保障（就学保障・学力保障・進路保障）..... | 5 |
| (2) | 部落差別に関する学習.....           | 6 |
| (3) | 学校同和教育の推進.....            | 6 |
| (4) | 指導者の養成（教職員の資質の向上）.....    | 6 |
| (5) | 人権に関わる相談.....             | 6 |
| 2   | 社会同和教育.....               | 6 |
| (1) | 社会同和教育・啓発の推進.....         | 6 |
| (2) | 指導者の養成.....               | 7 |
| (3) | 地区内外の交流促進.....            | 7 |
| 第 5 | 同和教育の進め方.....             | 7 |
| 1   | 公共施設の活用.....              | 7 |
| 2   | 推進体制.....                 | 7 |
| 3   | 関係機関等との連携.....            | 8 |
| 4   | 基本方針の見直し.....             | 8 |

## 第1 基本方針策定の趣旨

部落差別を解消するために、昭和35(1960)年に総理府の附属機関として設置された同和対策審議会に対し、内閣総理大臣が「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」について諮問し、昭和40(1965)年に答申(以下「同和対策審議会答申」という。)が出されました。

これを受けて昭和44(1969)年に「同和対策事業特別措置法」が公布・施行されました。以来33年間にわたり「地域改善対策特別措置法」「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の制定や改正が行われ、平成14(2002)年3月末をもって同法が失効したため、国の特別対策が終了しました。

この間、環境改善事業をはじめとした物的な基盤整備は、着実に成果を上げ、ハード面における格差は改善され、差別意識の解消に向けた教育及び啓発も推進されてきました。

同和教育については、平成8(1996)年、地域改善対策協議会が、「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」と題する意見具申において、「今後、差別意識の解消を図るに当たっては、これまでの同和教育や啓発活動の中に積み上げられてきた成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育・人権啓発として発展的に再構築されるべきと考えられる」と述べ、人権教育の重要な柱として同和教育を再構成する基本的な方針が示されました。

本市は、平成22(2010)年3月に旧久喜市、旧菖蒲町、旧栗橋町及び旧鷲宮町の1市3町(以下「旧1市3町」という。)が合併し、合併後の久喜市においては、平成12(2002)年12月に公布・施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(以下「人権教育・啓発推進法」という。)を踏まえた「旧1市3町の人権施策推進指針」等に基づき人権施策の推進を図ってきました。

また、合併後に策定された「久喜市総合振興計画」との整合性を図りながら、平成25(2013)年4月に「久喜市同和教育の基本方針」を、またこの基本方針を踏まえた、「久喜市人権施策実施計画」を策定し、人権教育・啓発を積極的に推進してきました。

平成28(2016)年12月16日に、同和教育の根拠法となる「部落差別の解消の推進に関する法律」(以下「部落差別解消推進法」という。)が公布・施行され、平成30(2018)年3月に「久喜市総合振興計画」後期基本計画の策定に伴い、本基本方針の見直しを行いました。

前回の見直しから5年間が経過し、令和4(2022)年3月に「埼玉県人権施策推進指針」の2次改定が行われ、令和4(2022)年7月8日に「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」が公布・施行されました。令和5(2023)年度から10年間を計画期間とする「第2次久喜市総合振興計画」が策定されたことや「久喜市人権施策実施計画」の見直しに合わせて、改めて整合性を図る必要と、令和3(2021)年11月に実施した「人権に関する意識調査」の調査結果を踏まえ、これまでの同和教育をより一層推進するため、社会情勢の変動及び地域の実態に応じて、本基本方針の見直しを行うものです。

## 第2 本市における同和教育の成果と課題

本市では、合併後において、旧1市3町がそれぞれ策定していた「同和教育の基本方針」及び「人権施策実施計画」を整理集約し、平成25(2013)年に策定、平成30(2018)年に改定した方針・計画を基に、人権教育を推進してきました。

また、合併後、人権施策の推進体制の見直しを図った結果、市民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指すため、関係部局相互の緊密な連携及び協力を確保し、人権尊重の視点立った施策を総合的かつ効果的に推進できるよう、平成22(2010)年5月に市長を議長とする「久喜市人権施策推進会議」を組織しました。

また、組織体制として、人権施策・啓発に関しては総務部の中に人権推進課人権推進係、各総合支所総務管理課の中に人権推進係を設置するとともに、人権教育に関しては教育委員会生涯学習課の中に人権教育係を配置し、部落差別をはじめとするあらゆる人権問題の早期解決に向けた人権教育・啓発を専門的に推進する体制を整備し、緊密な連携のもと人権施策を総合的に推進しています。旧1市3町でそれぞれ行われていた「人権のつどい」についても、継続して実施しています。

なお、埼玉12市町では、人権に関する住民の意識の現状を把握し、今後の人権行政・教育に必要な基礎資料とするため、平成26(2014)年度に「人権に関する意識調査」を実施し、平成29(2017)年度から隔年で定期的実施しております。令和3(2021)年11月に各市町内に在住する満20歳以上の男女1,050人(有効回収人数483人)を対象に実施した当該意識調査の結果を「人権に関する意識調査報告書・概要版」にまとめており、人権に関する意識は年代を問わず非常に高いという結果が出ています。

しかし、結婚や就職時の身元調査、住宅の購入等、部落差別に対する差別意識や偏見が依然として存在しているという結果も出ています。また、部落差別を知ったきっかけは「学校の授業で教わった」がもっとも高くなっていますが、その一方で「同和問題を知らない」人の割合は20代の若い年代で高くなっています。

また、令和元(2019)年に実施した令和元年度同和教育に関する教員意識調査の結果からも、部落差別に対する理解や認識が、未だ十分とは言えないこと、理解や認識が低い傾向が若い世代ほど顕著であることが確認できます。

これらの意識調査の結果も踏まえながら、「部落差別解消推進法」に基づき、地域の実情に応じた、人権意識の高揚を図るとともに、今後の同和教育は、特に差別意識の解消を目指した教育・啓発活動を中心に取り組む必要があります。

さらに、埼玉12市町では、共同事業として、「差別の現実から学ぶ」を基本とする「埼玉郡市教職員合同現地研修会」をはじめとした各種研修事業や、「地域間交流を通じて地域住民の人権意識の高揚と正しい理解を図る」ことを目的とした自立支援・交流促進事業を実施しています。また、「人権尊重社会をめざす県民運動」事業として、埼玉市町の地域における人権問題に取り組む様々な団体が主体となり、行政とともに部落差別をはじめとしたあらゆる人権問題の早期解決に向けて、地域間の交流を通じて、地域住民の人権意識の高揚と正しい理解を図ることを目指し、「埼玉人権を考えるつどい」を実施しています。

このように、本市においては、「特別措置法」が失効した平成 14（2002）年以降も、同和対策審議会答申の精神を尊重し、法の有無に関わらず、市の最重要課題に位置付けて同和教育を推進してきました。

## 1 学校同和教育

学校同和教育においては、幼稚園、小中学校、高等学校との連携による「学校人権教育の実践事例集」を継続的に編さんし、「人権意識の高揚」「部落差別の基本的認識」「差別をしない、許さない行動のできる子どもの育成」を図ってきました。また、教育集会所事業では、「教育・文化水準の向上」「部落差別に対する正しい理解と人権意識の高揚」「地域住民相互の交流」が図られ、一定の成果を挙げてきています。

さらに、各学校では、各校の人権教育推進委員会等の組織を通じ、小中学校における同和教育の充実を図り、人権に関する様々な課題について、子ども達が授業で学習したり、学級で話し合ったりするなど、発達段階に応じた取り組みが行われてきました。このほか、学校と家庭が共通の認識のもとで子どものよりよい成長に携わろうとする姿勢も見受けられるようになってきました。

また、本市では、特別措置法が終了した以降、部落差別の実態を知らない若い世代が増えており、令和元（2018）年に実施した同和教育に関する教育意識調査の結果においても同様の状況が見受けられます。

このようなことから、学校現場における同和教育の更なる充実が求められており、教職員の資質や指導力の向上を図るため、全教職員を対象にした研修会、管理職のための研修会、新任・転入教職員を対象にした現地研修会等の研修会を年間計画に位置付け、差別の現実から学び、心理的な差別意識の解消に向けた活動を実践してきました。

その結果、市内の学校で同和教育への取り組みが定着し、教職員の部落差別に対する理解や認識も一定の深まりが見られるようになってきています。

しかしながら、今なお、いじめ等の問題に見られるように、子ども達に相手の立場に立った考え方や人権意識が十分浸透していない面があることは否定できません。その要因を解消するため、次のような対策の必要性が挙げられます。

- ア 教職員が差別を自分の問題として主体的に捉える姿勢
- イ 反差別をつらぬく人間関係の構築
- ウ 全教育活動を通じた系統的、組織的な人権教育の推進
- エ 個々の子どもがもつ教育課題への対応
- オ 学校・家庭・地域社会の連携

## 2 社会同和教育

社会同和教育においては、市民の人権意識の向上と部落差別への正しい理解と認識を深めるために、市民、市職員、社会教育団体、工業団地を中心とした企業等を対象として講演会や研修会を実施し、部落差別の解消に向けた取り組みを行い、指導者の育成に努めてきました。

また、人権啓発のための教材・資料を継続的に作成・配布し、啓発活動を推進してきました。

さらに、教育集会所、しょうぶ会館（隣保館兼児童館）では、地域住民を対象に、人権教育に関する事業、各種教室や交流事業等を実施してきました。

これらを通して、部落差別に対する差別意識の解消、住民の教育・文化活動や交流活動の推進を図ったほか、地区内外の住民のよりよい人間関係の育成に努めてきました。

しかしながら、偏見や因習に捉われる等、すべての住民の意識改革には至っていないことも現実です。近年においては、インターネットや SNS を利用した差別事象が起きており、今なお、心理的差別は根強く残っています。その要因として、差別問題を自分自身の課題として捉えられないことが挙げられます。差別問題が自分自身とどう関わっているのか、差別をなくすために何ができるのか、何をなすべきなのかを明らかにできるような啓発活動の手法、内容の見直し、検討をしていく必要があります。

### 第3 今後の同和教育の基本的方向

部落差別は、わが国固有の人権問題であり、憲法が保障する基本的人権に関わる重要な問題です。これまでの成果と課題を踏まえるとともに、差別意識の解消等、なお残された課題の解決を図るために、今後、次の2つの基本的方向に沿って同和教育の取組みを更に進めるものとします。

- (1) 人権教育の重要な柱としての同和教育
- (2) 差別意識の解消に向けた教育・啓発の推進

#### 1 基本方針

- (1) 人権教育の重要な柱としての同和教育

今後の同和教育については、人権教育の重要な柱として位置付け、これまで実践されてきた成果と課題を踏まえ、同和教育を人権教育推進の重要な課題の一つとして、取り組んでいきます。

- (2) 差別意識の解消に向けた教育・啓発の推進

部落差別の解消にとって、残されたもっとも大きな課題が、差別意識の解消にあることに鑑み、本市の同和教育は、差別意識の解消に向けた教育・啓発を中心に捉えて取り組むものとします。

今後は、これまでの総括を踏まえて、「差別の現実から学ぶ」を基本姿勢とし、久喜市人権施策推進会議が中心的役割を担い、久喜市人権啓発各地区実行委員会及び関係機関等と連携を図りながら、差別意識の解消に向けた同和教育・啓発を推進します。

#### 2 同和教育推進の法的根拠等

- (1) 同和教育の法的根拠

本市における今後の同和教育の推進につきましては、「人権教育・啓発推進法」「部落差別

解消推進法」を根拠として推進していきます。

「人権教育・啓発推進法」

【抜粋】

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

「部落差別解消推進法（平成28年（2016）年12月16日法律第109号）」

【抜粋】

(国及び地方公共団体の責務)

第3条2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

## (2) 同和教育推進の根拠

同和教育の具体的な推進につきましては、「人権教育・啓発推進法」第7条の規定に基づき国が策定しました「人権教育・啓発に関する基本計画（平成23（2011）年4月閣議決定（変更）」、第4章第2（5）同和問題を基本とし、「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」「埼玉県人権施策推進指針（第2次改定）（令和4（2022）年3月改定）」「埼玉県人権教育実施方針（第2次改定）（令和4年（2022）年3月改定）」「第2次久喜市総合振興計画」「第3期久喜市教育振興基本計画」「久喜市人権施策推進指針」「久喜市部落差別を解消するための行政の基本方針」を踏まえた、「久喜市部落差別を解消するための同和教育の基本方針」を根拠に推進していきます。

## 第4 今後の同和教育の柱

教育委員会では、第3期久喜市教育振興基本計画に基づき、市民一人ひとりが部落差別に対する正しい理解と認識を深め、全教育活動を通じ基本的人権を尊重する精神を培い、個人の尊厳を重んじ、人と人との間に存在する偏見や差別をなくすよう次の施策に取り組みます。

### 1 学校同和教育

#### (1) 教育保障（就学保障・学力保障・進路保障）

義務教育の円滑な実施のため、経済的な理由で就学困難な子どもに対して、学校での必要な経費の一部を援助する就学援助制度の周知を図るとともに、高等学校、大学等の進学に際し、経済的な理由により就学困難な学生に対して、入学準備金制度の周知を図ります。

また、一人ひとりの学力向上を目指した教育の推進を図るため、少人数指導や習熟度別の指導の充実、体験的・問題解決的な学習活動の重視、総合的な学習の時間の確保、集会所学習等による特色ある教育を展開し、子ども達に基礎的・基本的な内容を確実に身に付けさせるよう努めます。

## (2) 部落差別に関する学習

各学校の実態に即し、教育指導計画の中に部落差別を位置付け、それぞれの発達段階に応じ、教科・領域等の全教育活動を通して、計画的・継続的に学習が深まるよう部落差別に関する学習を積極的に推進します。

また、体験的・交流的な学習を通して、自他の人権を尊重し、部落差別をはじめとした女性、子ども、高齢者、障がい者等のあらゆる人権問題について指導の充実を図ります。

## (3) 学校同和教育の推進

教職員が差別の現実から学び、部落差別の解消を自らの責務として研究実践するとともに、具体的な課題解決に向けて、教育研究会人権教育研究部会や学年会などの活動をより活発化します。

また、同和教育を重要な柱とする人権教育全体計画や指導計画に基づいた授業研究、事例研究、現地研修などの実践を通して、全教職員の部落差別に対する正しい理解と認識を深めます。

なお、特別措置法が終了した以降、部落差別の実態を知らない世代が増えており、学校現場における同和教育の更なる充実を図るとともに、GIGA スクール構想の実現に向けた情報モラル教育を推進します。

## (4) 指導者の養成（教職員の資質の向上）

同和教育に対する幅広い見識と実践力を身に付けた指導者の養成・確保が必要です。校長、教頭、人権教育主任対象の研修会をはじめ、全教職員を対象とした人権・同和教育研修会の一層の充実を図ることによって、教職員の個々の指導力を高めるとともに、同和教育を推進するためのリーダーを養成します。

また、「同和教育に関する教員の意識調査」において、部落差別についての理解や認識が低いことから、各小中学校の管理職等の教員から若手教員への同和教育の指導等を行うとともに、引き続き埼玉 12 市町の共同事業として埼玉 12 市町教職員合同現地研修会を実施します。

## (5) 人権に関わる相談

不登校やいじめの問題、ヤングケアラー、家庭内暴力、無気力、孤立化傾向等、子どもを取り巻く環境は多様化しており、このような中で子どもの悩みを理解し、解決を援助する教育相談体制の拡充と活動の充実を図る必要があります。そのために、教育相談員等の配置やカウンセラーの派遣など、人権に関わる子どもや保護者等からの相談に応じることができる体制の充実に努めます。

# 2 社会同和教育

## (1) 社会同和教育・啓発の推進

部落差別に関する差別意識の解消に向け、部落差別の歴史的経緯や正しい理解や認識を深める教育及び啓発を行うとともに、市民の一人ひとりが生活の中にある不合理や矛盾に気付

き、そして偏見や差別を見抜き、これらを自らの問題として捉え、解決していく態度を育み実践活動ができるよう真の理解と共感に結びつく同和教育・啓発活動に取り組みます。具体的には、参加型の研修を積極的に取り入れるなど参加者の意識改革を図るような創意工夫を図っていきます。

なお、部落差別の啓発の効果的な推進を図るためには、様々な人権問題の啓発とあわせた取組みが重要であることに鑑み、久喜市人権施策推進会議が中心的役割を担い、久喜市人権啓発各地区実行委員会及び関係機関等と連携を図りながら、あらゆる差別を解消するための教育・啓発活動を推進します。

## (2) 指導者の養成

同和教育をするにあたり、久喜市人権施策推進会議が中心的役割を担い、関係機関や各種団体、企業の代表の方々などと連携を図りながら、指導者の養成に努めます。

また、すべての市職員に対しても、市民啓発における指導者として必要な資質を養うよう研修及び啓発推進に取り組みます。

## (3) 地区内外の交流促進

久喜市人権施策推進会議が中心的役割を担い、人権啓発各地区実行委員会と連携し、周辺地域住民の交流はもとより、各種交流活動を展開し、人々の相互理解や地域社会への参加を図るとともに、地区内外の交流を促進します。

# 第5 同和教育の進め方

## 1 公共施設の活用

教育集会所、しょうぶ会館（隣保館兼児童館）では、地域住民の教育・文化活動、人権啓発事業、周辺地域住民の交流事業などを実施しており、今後も「人権尊重のまちづくり」の拠点として一層重要な役割が期待されています。そこで、これまでの実績を生かしながら、より一層地域住民に開かれた施設として活用していきます。

また、公民館や公共施設を利用して、人権問題に関する講演会や研修会等を積極的に取り組んでいきます。

なお、教育集会所については、野久喜集会所及び内下集会所の集約化について、第2次久喜市総合振興計画及び第3期久喜市教育振興基本計画のとおり実施に向けて取り組んでいきます。

## 2 推進体制

久喜市人権施策推進会議が中心的役割を担い、関係部局相互の緊密な連携及び協力を確保するとともに久喜市人権啓発各地区実行委員会と連携を図りながら、人権尊重の視点に立った人権施策を総合的かつ効果的に推進します。



### 3 関係機関等との連携

国・県及び埼玉 12 市町との連携を更に強化し、それぞれが保有する学習教材などの推進に必要な情報の共有化を図り、効果的な教育・啓発を進めます。

また、部落差別の根本的解消を目標とする本市の方向としては、「同和問題に取り組む民間運動団体に対する埼玉郡市市町統一对応基準（平成 24 年 4 月 1 日効力発生。以下「統一对応基準」という。）」を遵守し、この統一对応基準に基づく民間運動団体と連携・協議を図りながら目的の達成を目指します。

なお、人権に関する住民の意識を把握し、今後の人権行政に必要な基礎資料とするため、埼玉 12 市町合同による「人権に関する意識調査」を実施します。

### 4 基本方針の見直し

この基本方針は、国の法律の施行・改正、または社会情勢に変化が生じた場合は、同和教育の更なる向上のために、必要に応じて見直しを行います。



## 人権施策における民間団体への対応について

### 1 方針

久喜市では、人権施策に関し、民間団体及びその上部団体が主催又は関係する話し合い、研修会、総会等の各種事業に丁寧かつ適切に対応し、実施してまいりました。

しかしながら、このままでは当該民間団体と人権施策を連携し、推進していくことは極めて困難であると言わざるを得ない状況が生じました。

このようなことから、民間団体への対応について検討を重ねた結果、あらゆる民間団体との関係を終了し、今後の人権行政を次のとおりとします。

### 2 今後の人権行政

#### (1) 民間団体への対応

あらゆる民間団体及びその上部団体が主催又は関係する話し合い、研修会、総会等一切の事業に対応しない。

民間団体に対する補助金の交付は令和6年3月31日をもって廃止する。

#### (2) 人権施策

埼玉葛都市人権施策推進協議会及び人権施策推進会議・埼玉地区連絡会議の会長は辞任し、本日をもって同協議会及び同会議から脱退する。

埼玉葛人権施策推進事務研究会及び人権啓発推進埼玉葛実行委員会から本日をもって脱退する。

平成24年4月1日付けで締結した「同和問題に取り組む民間運動団体に対する埼玉葛都市市町統一対応基準」の協定書は本日をもって適用しない。

「第2次久喜市人権施策推進指針」及び「久喜市人権施策実施計画」は速やかに改正する。

「久喜市部落差別を解消するための行政の基本方針」及び「久喜市部落差別を解消するための同和教育の基本方針」は本日をもって廃止する。

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」、「第2次久喜市総合振興計画」及び改正後の「第2次久喜市人権施策推進指針」等に基づき人権教育及び人権啓発の取り組みを推進する。

令和6年3月18日

久喜市長 梅田 修



**教育長報告才 「久喜市教育委員会事務局職員の人事について」につきましては、人事案件であるため非公開です。**

**教育長報告力 「久喜市教育委員会表彰について」につきましては、個人情報を含む案件であるため非公開です。**

教育長報告キ 「久喜市教育委員会会計年度任用職員の採用について」につき  
ましては、人事案件であるため非公開です。

**【職種】**

- 1 学校業務員
- 2 外国語指導助手
- 3 教育活動指導員
- 4 教育支援センター指導員
- 5 教育相談員（小学校）
- 6 教育相談員（中学校）

教育長報告ク 「久喜市立小・中学校学校運営協議会委員の委嘱又は任命について」につきましては、人事案件であるため非公開です。

**教育長報告ケ 「久喜市共同オンライン分教室の中核校及び室長、副室長の指定について」**につきましては、人事案件であるため非公開です。